

<香美市教育委員会8月臨時会会議録>

(平成30年8月1日)

招集年月日 平成30年7月27日(金)

招集場所 香美市本庁舎 2階 教育委員会会議室

会議の日時 平成30年8月1日(水) 午後1時00分

出席者

時久 恵子 宮地 憲一 西 美紀 竹平 豊久 浜田 正彦

欠席者

なし

説明のための会議出席者

教育振興課主監 上村 安和

教育振興課長 横山 和彦

教育振興課 平野 エリ

調査委員2名

傍聴人氏名

なし

(開会時刻 午後1時10分)

教育長 それでは8月臨時会の議事を始めたいと思います。
全員出席ということで、今日の署名委員さんは浜田委員にお願いします。

報告第1号「平成31年度使用教科用図書採択協議の報告について」

(報告説明)

教育長 次に、議案第1号をお願いします。

事務局 議案第1号「香美市指定学校の変更に関する事務取扱要領の改正について」

(議案説明)

(質疑回答概要)

宮地委員 これまでの要領に、新しく別表を加えたと理解してよろしいですか。

事務局 はい。

竹平委員 子どもの幸せを第一に議論をしていこうということで、それに基づいて順番に積みあがってきたものですので、結果的にはほとんどの基準の内容を網羅していると思います。

浜田委員 本文に出ている学校教育法施行令第9条というのはこれでいいんですね。

事務局 はい。

浜田委員 区域外はどうして「承諾」なんですか。

事務局 手続きの本来の流れとしては、学校教育法施行令で、区域外は、保護者が通いたい学校を管轄している教育委員会へ申請して承諾をもらい、その承諾を得たあとに住民票がある市町村の教育委員会に申請を行うということになっており、区域外就学は「承諾する」となっています。

竹平委員 区域外は承諾、校区外は許可、議案は承認とありますので、言葉の定義を総務課の法制係に確認してみてください。

浜田委員 今回校区外通学と、区域外就学が並列で出てきて、許可なのか承諾なのかという言葉をきちんと整理しておいてください。

事務局 はい。

教育長 以前、他市町村の子どもさんが部活のため、香美市の中学校へ通いたいという議案があり、協議して承認しています。これは文書の取り扱いについての話です。

宮地委員 あの時相手方の教育委員会と先に話が通っていたので、こちらでも許可しましょうということになりましたよね。

事務局 区域外の申請は通いたい学校の管轄する教育委員会へしていただくこととなりますが、申請や相談があれば、こちらの教育委員会にかける前に、必ず相手方の教育委員会の事務担当同士連絡を取り合って協議しています。

宮地委員 本文の7の「香美市教育支援委員会規則」については、こちらはすでに文言を直していますよね。

事務局 直しています。

事務局 8月1日から改正をさせていただいてよろしいでしょうか。

浜田委員 それでいいと思います。

(採決)

教育長 ご協議ありがとうございました。議案第1号は承認ということでよろしいでしょうか。

それでは承認いたします。ありがとうございました。

本日の会議はこれで終了いたします。

(閉会時刻 午後4時45分)